

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第187号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年10月16日 11時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大三島北西方沖 鮎崎港鮎崎防波堤灯台から真方位084° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 16.80′ 東経132° 58.21′)
事故等調査の経過	平成26年10月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 晃眞丸、0.9トン HS3-38947（漁船登録番号）、個人所有 第270-8979号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 輝進丸、5トン未満（長さ6.44m） 273-6565広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船尾部を破損 B 右舷船首部に破口
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、大三島北西方沖で1回目のはえ縄漁を終え、投縄場所を移動するため、機関を微速力前進にかけ、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南南西進した。 船長Aは、移動を開始するとき、周囲に航行する船舶を見掛けなかったため、周囲に他船はいないものと思い、右舷船尾部で右舷方を向き、右舷船首方と右舷船尾方にある目標を交互に見て次の投縄場所を山立てで確認しながら南南西進を続けていたところ、平成26年10月16日11時00分ごろ、衝撃を感じ、A船の左舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突したことを知った。 船長Aは、所属する漁業協同組合を介し、海上保安庁に本事故を通報した。 A船は、B船をえい航し、広島県竹原市忠海港に帰港した。 船長Aは、翌日、病院で頸椎捻挫と診断された。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り場を移動するため、約11knの速力で手動操舵により大三島北西方沖を南西進した。

	<p>船長Bは、周囲に他船を見掛けず、操舵室の椅子に腰を掛けて南西進を続けていたところ、居眠りに陥った。</p> <p>船長Bは、衝撃を感じて目覚め、A船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で胸部を打ち、後日、病院で胸部打撲及び右肋骨骨折と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、海上 平穏</p>
その他の事項	<p>A船及びB船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長Bは、眠気を催す薬を服用しておらず、睡眠不足はなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、大三島北西方沖を南南西進中、船長Aが、周囲に他船はいないものと思ひ、投縄場所を確かめることに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷船尾方から衝突のおそれのある態勢で接近するB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、移動を開始するとき、周囲に航行する船舶を見掛けなかったことから、周囲に他船はいないものと考えられる。</p> <p>B船は、大三島北西方沖を南西進中、船長Bが、居眠りに陥ったことから、衝突のおそれのある態勢で接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、海上が穏やかで、周囲に他船を見掛けず、椅子に腰を掛けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大三島北西方沖において、A船が南南西進中、B船が南西進中、船長Aが、周囲に他船はいないものと思ひ、投縄する場所を確かめることに注意を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。 ・眠気を催した場合には、立って操船したり、外気に当たるなどして眠気を払拭すること。